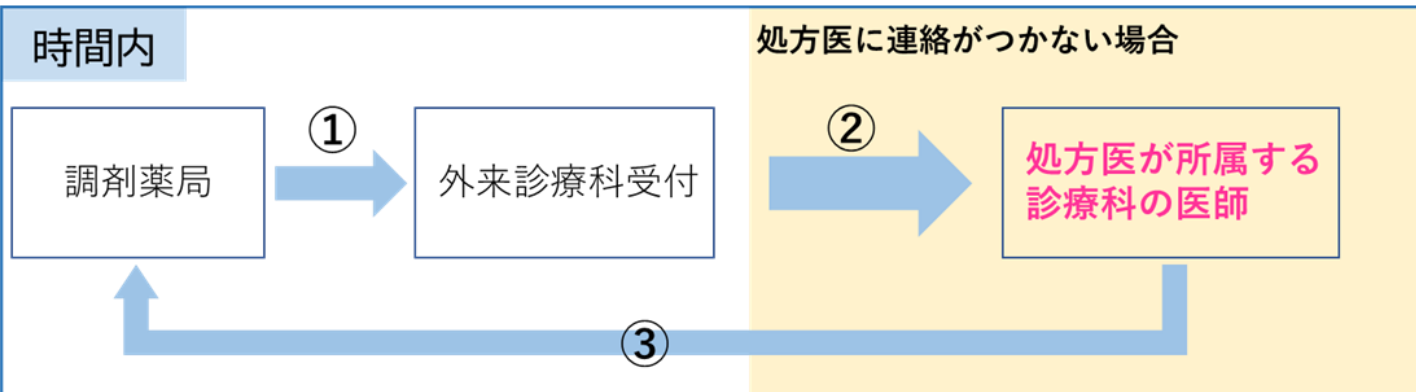


# <調剤薬局からの疑義照会時に処方医に連絡がつかない場合の対応>

## 基本方針

処方医に連絡がつかない場合は、**処方医の所属診療科**で対応する。

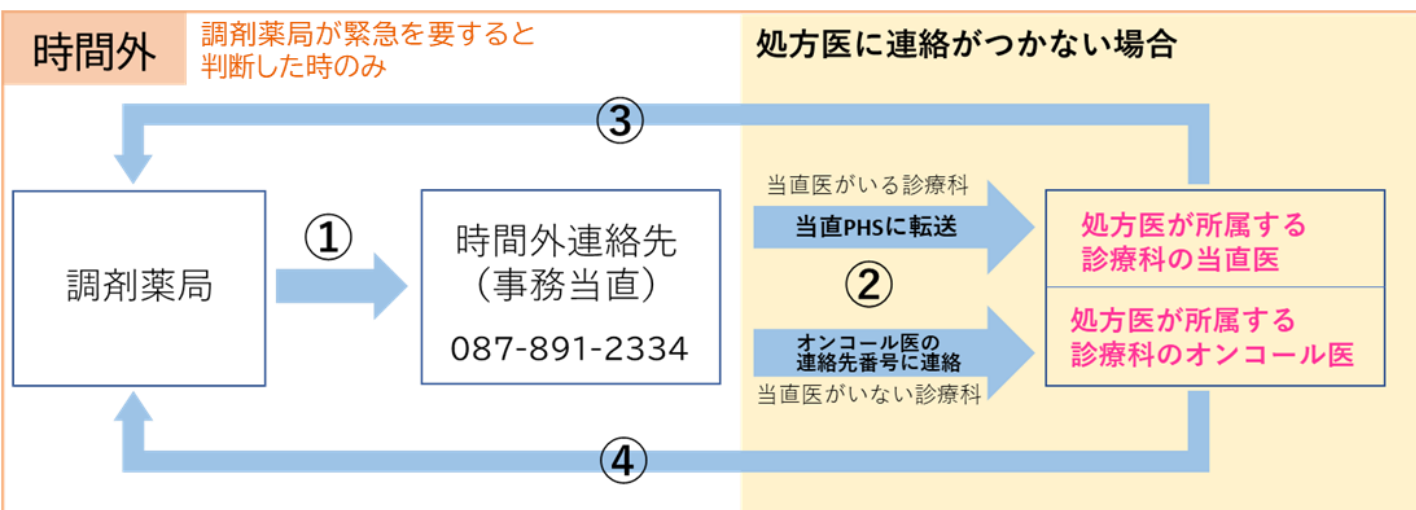
## 時間内



- ① 調剤薬局は当院HPの問い合わせ先一覧 (<https://www.med.kagawa-u.ac.jp/hosp/toiawase.html>) 等を参考に外来診療科受付へ連絡し、要件を伝える。
- ② 受付は処方医が所属する診療科の別の医師に対応を依頼する。
- ③ 依頼を受けた医師は調剤薬局へ回答する。

## 時間外

調剤薬局が緊急を要すると判断した時のみ



- ① 調剤薬局は当院HPに公開されている時間外・夜間連絡先に連絡する。
- ② 事務当直は、調剤薬局からの要件が当院患者に対する疑義照会であることが確認できた場合、処方医の所属診療科に当直医がいるかどうかにより以下の対応を行う。
  - 当直医がいる診療科: 処方医の所属診療科の当直医のPHSに転送
  - 当直医がいない診療科: オンコール医の連絡先番号に連絡
- ③ 連絡を受けた当直医は調剤薬局へ回答する。
- ④ 連絡を受けたオンコール医は調剤薬局に電話連絡(必要に応じて184発信)し、調剤薬局へ回答する

## その他

- 上記方法でも対応が困難であった場合、調剤薬局は翌日以降にできるだけ速やかに疑義照会を行う。